

令和2年2月25日

第2回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第2回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年2月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後2時50分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主幹 新井 昌典				
					主査 染谷 守				

開会 午後 1時30分

○次長（小川修一君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

細田局長なんですけれども、現在会期中の3月の市議会に出席しておりますので、終わり次第こちらに参ります。私、代わりに進行させていただきます。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

令和になりましたですね、今、2か月たちますけれども、1月の新年会、会合の冒頭にはですね、今年は平和で災害のない年になりますよというのが多かったわけでございますけれども、1月下旬から2月にかけて、コロナウイルスという風邪がはやりましてですね、本当に毎日の新聞やテレビを騒がせているところでございます。

（発言する人あり）

○職務代理（野川良翁君） そうということで、皆さん、気を付けていただきたいと思います。おります。

また、私ごとになりますけれども、この間、羽実の同級会がありまして、キュウリを作付けしております、今年は1箱5,000円だよ、吹かれましてですね、そういうことも風邪が、風邪のほう作用しているのかどうか分かりませんが、そういうところであります。

それではですね、ただいまより令和2年第2回加須市農業委員会の総会を開会いたします。よろしくご協力をお願いします。

○次長（小川修一君） ありがとうございました。



◎会長挨拶

○次長（小川修一君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

今日は第2回の農業委員会総会ということで、本当、皆さん方には、いよいよ田んぼのほうもぼつぼつ忙しくなるかな、また、農作業も忙しくなるかなという時期でございますけれ

ども、大勢出席を賜りまして、本当に心から御礼申し上げます。

なお、今、職務代理のほうから言われましたけれども、本当に新型コロナウイルスがいつ市中感染するか分からないという緊張感があるところでございまして、いろんな会議が延長される中、中止される中、今日は開かれたわけですけれども、誰もこの中にはいないという確信を持っているわけですけれども、あまり親しく、近くで話し合わないように、そういったわけで、よろしく願い申し上げます。

なお、皆さんに報告でございますけれども、2月17、18——16日に行ったんですけれども、宮崎県の農業会議の農業委員と最適化推進委員の研修会に、埼玉県でも加須は中間管理事業が進んでいるということで、ぜひその内容を発表してくれということで、恥ずかしながら、私と藤原推進委員さんと小川さんの3人で宮崎県のほうに行っていました。

まだ、そのときはあんまり、コロナウイルスもクルーズ船だけで、あんまりあれだと思ったんですけれども、本当に今になっては、もう恐らく中止になってたと思うんですけれども、まだ大丈夫でした。

それで行って、藤原さんのほうが熱心に説明されまして、宮崎県のほうの農業会議から大変ご苦労さまでしたということでした。

(発言する人あり)

○会長（小倉和夫君） 埼玉県ではまだね、種はまかないんですけれども、宮崎では既にもうコシヒカリの種はまいてありました。現場見てないんですけれども、話ぶりで、もう二、三日前にまいたということで、3月の中旬に田植えして、7月の中旬かな、稲刈りすることなんで、どんなね、うちのほうがね、早く北川辺でやっても、1か月は遅い気がするんですけれども、本当に。

話が途中、それましたけれども、本当に皆さん方にはご苦労さまです。あと2回の総会でございましてけれども、最後まで緊張感持ってやりたいと思いますので、皆さん、ご協力をよろしく願い申し上げ、簡単ですけれども、挨拶にしたいと思います。今日もよろしく願いします。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○次長（小川修一君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち、全員出席の15名にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

以降は小倉会長さんに議長をお願いいたします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

6番 矢 島 征 雄 委員

7番 遠 井 勝 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。本日の議案第1号で、5番の北川辺地区の案件につきましては取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につい

て」の4件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、前回の総会におきまして売買で許可相当としたものを、申請者の都合により、内容は全く同じで、所有権移転を贈与とするもので、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

2月の17日ですね、推進委員の佐久間さんと、譲受人の さん宅を訪れたんですけども、先ほど事務局から説明あったとおり、本日の報告事項で売買の取消しが出ておりますけれども、この辺、北辻地区も買ってまで要らないんだというふうな感じの形が増えてきてまして、そういうふうなあれで、今回は贈与という形の申請のし直しというようなことでありました。何ら問題ないかというふうに考えてきましたので、よろしく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は相続により取得した農地で耕作できないため、譲受人は経営規模を拡大するため、

今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく2月の17日、推進委員の佐久間さんと譲受人の さんのお宅を訪れて、お話を聞いてきました。 さん、こここのところ続けて何件か、売買によって農地を取得しているわけですが、何か本人の話し聞きますと、法人化に向けてちょっと4町以上農地を集めたいんだというふうな話をしておりました。何か機械も新しくしたようで、耕作に向けて一生懸命やっているようですので、許可相当と判断してまいりましたので、よろしくお願

い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は農家を廃業するため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく2月17日ですね、推進委員の佐久間さんと、譲受人の さんのお宅に伺ったわけですが、夫婦とも勤めをしております、お留守でございました。ラジオがかかってたんで、防犯用だというふうな話でありましたけれども、農機具も機械等もちょっと見せていただきました。機械も十分そろっておりました。譲渡人の さんは前回も出ておりましたけれども、農機具小屋と農機具が火事で焼けまして、離農したいとのところがございます。許可相当と判断してまいりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は所有する当該地が三角地で、面積も小さく耕作が大変なため、譲受人は隣地を耕作しており、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

2月16日に、江川推進委員さんと2人で、現地にて譲受人の さんより話を聞いてまいりました。お話によりますと、譲渡人の さんは以前からその土地をほかの人に貸していたわけですが、それが返ってきまして、面積が小さく、しかも遠いということで耕作ができないということで、隣を作っていた さんにもらってほしいということで話がまとまりました。そして、今回の贈与ということで申請に上がったということでご

ざいます。特に問題はないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、農業用倉庫を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可の見込まれるものに該当しますが、今月21日、事務局と野口農業委員さんとで直接本人にヒアリングしたところ、現在使用している倉庫は雨漏り等のため取り壊し、駐車場にするということでした。

また、現倉庫には農業用機械以外のものが多数あることを確認しておりますので、今回建築する倉庫は農業用以外に使用しないということを書面にて提出するということですので、やむを得ないものと確認してまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

2月22日、推進委員の野本さん、また川島さんと3人で申請者の さんを訪ね、現地

並びに現倉庫を見、またいろいろ話を聞いてまいりました。現倉庫は市街化区域内にあり、また雨漏り等するというので、また、周囲がまた住宅街でもあり、交通量が激しく、危険性があり、耕作地に近い申請地に倉庫並びに作業場を建てたいということでした。いろいろ話を伺った結果、本申請については、農地法の基準から判断しても許可をせざるを得ないのかと判断をしてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

2月18日に、推進委員の佐藤さんと2人で、現地にて申請人の立会いを求めまして、お話を伺ってまいりました。申請人はこれまでも、近所に同じような太陽光発電施設を整備し、管理している状況にありまして、今回、この地に増やしたいということでございまして、場所的にもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の16件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

2月22日、推進委員の野本さん、川島さん、3人で申請者の譲渡人 さん宅を訪ね、現地確認を行い、話を聞いてまいりました。譲受人と譲渡人は親子関係にあり、現在住んでいるマンションが狭くなり、実家の近くに家を建てたいということでした。また、現地確認を行ったところ、申請地は 集落内に存在する農地であり、生産性の低い農地と思われることから、本申請については農地法の基準から判断しても何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(田島啓司君) 11番、田島です。

2月17日、推進委員の佐久間さんと譲渡人の さん宅にお伺いして、お話を聞いてまいりました。行く前に現地を見ていったわけですがけれども、ちょうどはなさき公園のすぐ北側で、公園の道路とほとんど高さが同じぐらいか、ちょっと低いぐらいかなというふうな感じで現地見ました。周りの住宅あるんですけれども、ここは数段、土崖がしてあって、そうですね、1メートル50ぐらい高低差があるわけですがけれども、未整備でこういうふうな土地なので、 さんに伺いましたら、皆さんがもう、なかなか耕作するにはもう不向きな土地でもありますし、このような話があったのでということで、 の というようなことで、今、山岸さんに聞いたら、こっちのほうはいろいろ仕事してるんだということで、仕事が増え、資材置場ということですので、やむを得ないものと判断してまいりましたので、よろしくご審議お願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の12ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地であります。盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間は9ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(田島啓司君) 11番、田島です。

同じく2月17日、推進委員の佐久間さんと さん宅にお伺いいたしまして、お話を聞いてまいりました。この現地ですけれども、ここ何回か出てるかと思うんですけれども、一時転用ということで埋め立てて、 ですか——のせがれさんが何か露地野菜を周りは作っているようございました。今回、麦というようなことで、 さんも、周りがみんな埋まってきたんで、田んぼとして利用するにはもう耕作できないような状況でありますので、一時転用お願いしたというようなことで、農地改良お願いしたというようなことでありますので、何ら問題ないかというふうなことで判断してまいりましたので、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番及び5番の三俣地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。番号4番、5番は譲受人が同一で、且つ権利内容及び転用目的が同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の5-4、5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建設するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

去る2月17日に、宮内最適化推進委員さんと5番の さんの家をお伺いをしましたところ、住宅の波がどんどん寄せていきまして、さんと私で手放さなくちゃならないという条件になりまして、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、昨年3月に許可相当とした農地改良の継続事業で、農用地でございます

が、盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間は9ヶ月間の一時転用でございます。やむを得ないものと思われま

す。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

去る2月の17日に、宮内最適化推進委員さんと現状を確認しまして、 さん宅をお伺いしたところ、本人がいなくて、奥さんとお会いしてきましたところ、この場所は荒廃農地になるわけで何も耕作できないと、これには農地改良として小麦を作付けするという

ことで、2次、3次、4次と計画に基づいてやってるようです。何ら問題ないと考えられます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可が見込まれるものに該当し、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

2月21日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で譲渡人の さんに会いお話を聞

き、また、現地確認をしました。この土地は、昨年8月に許可された資材置場の隣接地で、資材置場が満杯になり、拡張の話があり、承諾したとのございました。この資材置場は以前、近隣の方から苦情が寄せられている案件なので、譲受人にはくれぐれも注意するようにと話してもらおうと言ってまいりました。現地確認したところ、資材置場は梱包されたペットボトルの置場で、現在、3段、4段と山のように積まれた満杯状態のございました。隣接する申請の土地は、三方を既に資材置場に囲まれているため、耕作は不相当ということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○推進委員（田部井 繁君） 失礼します。ちょっと1つお聞きたいことがあるんですが、農業委員さんをはじめ3人で現地確認をして、前の許可した土地の残りということで、仕方がないということで許可したわけ——許可っていうか、お願ひしたわけでありすけれども、ここの土地につきましては最初のときに資材置場ということで許可され、その後もいろんな問題等をはらみながら、2回、3回と許可をしていただいたところでありすし、過日の農地転用の許可基準ということで、研修会の中でも、「周辺農地に係る営農条件に支障が生じるおそれがあると認められる場合」は許可できないというふうな内容がありました。また、先ほども事務局のほうから、この案件は許可の例外に当たるということで、許可相当というふうなことを聞いたわけでありすけれども。

そういった中で、現操業地の土地が足らなかった場合には、何倍かの——いや、何倍じゃないですか、ある割合の中で広げられるというふうなことが言われているということで、私どももしょうがないんじゃないのという形で今まで来たわけなんです、これがどういうふうな形でこれから進んでいくのか、この周辺農地の「営農条件に支障が生じるおそれがある場合」ということはどこまで、結果論なのか、今、何でもなければ何でもいいのか、その辺をちょっとお聞きたいと思ひまして、質問させていただきたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） はい、じゃ。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、今回の許可の例外規定でありすけれども、ここは1種農地ということで、既存の施設の1.5倍ということで、その範囲でするので許可という、やむを得ないという判断をしたところでございます。

○推進委員（田部井 繁君） 先ほどの、例外規定も重々承知なんですけれども、この農地転用許可基準の最初にある「営農条件に支障が生じるおそれ」という文言が、結果的に後でそういうことが起こると困るなというのが私たちのちょっと心配なことなんですけれども、最初の時点で何もないといいんだよということであると、ちょっとどうなのかなど。農地の場合と資材置場でコンクリートで固めたところの場合には、もう条件とか大分違ってきますので、その辺の何というんですかね、指導というんですかね、そういったものが以後も適用されるのかどうなのか。許可しちゃったからもう終わりということなのか、その辺がちょっと不安な面がありましてお伺いしたまででございます。法的にそれはしようがないんだよということで聞いてはおるんですが、ちょっと心配な面がありましてお伺いしただけのことでございます。

○事務局（小川修一君） ご説明させていただきます。

田部井推進委員さんおっしゃるとおり、いろんな経過を経てきました。周りの方、周辺への農地への影響というのは、日陰になっちゃうとか、出入口がなくなっちゃうとかということではないんですね、今回の資材置場は。一般的な資材置場もそうでしょうけれども。

その中で環境的な面、周辺農地というよりも環境への面ですね、騒音ですとか振動ですとか、あと臭いですかね。その辺が出てるので、環境政策課が担当してるんですが、そちらのほうからいろんな指導しております。そういった中で、改善されている部分もあるんですが、まだ改善されてない部分もあって、引き続き環境政策課のほうで、臭いですとか騒音ですとか、そういったものについては対応していく形になります。そこと農地法の許可、それを混同することはできませんので、田部井推進委員さんおっしゃったとおり、許可せざるを得ないという状況はあります。

しかしながら、前回、道路よりも今のコンクリで打ってしまった資材置場がちょっと高いんですね。その道路のそこには、未舗装でU字溝もないので、周りの方から「水が来ちゃうんじゃないか」ということで、資材置場の水が行かないような形で、資材置場結構広いですから、そこに集まった表流水が道路の南側、農地のほうに行かないような形で対応ということで、農業委員会のほうからも指導はしておりました。環境的な部分を含めて、環境政策課のほうでもまた対応していきます。

以上でございます。

○推進委員（田部井 繁君） ありがとうございます。

我々ここは見ているところですので、よく現況も分かるわけですが、この加須市内、あつ

ちこっちいろんな場所があるかと思うんですけども、周りのところに、土地に迷惑がかからないようにというのが基本だと思いますので、その辺を指導と、許可のときの状況ですか、把握してやっていただければ幸いかと思います。

私たちも来月で任期終わりですので、こんなことがあったので余計気になるわけですので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい、どうぞ。

○7番（遠井 勝君） ここの5番の案件で、近隣の農地についての営農に支障を来すということで、今、この対象になってる2筆の脇の空いてる土地ってのは、現況はどういうふうになってるかということ。

それから、この北側の部分っていうのは、これは用途地域は準工かなんかなんですか、それとも工業地域なんでございましょうか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○事務局（小川修一君） 遠井農業委員さんがおっしゃっている2筆っていうのは、今回の申請地で、地番出ている6972と6973-2という筆の。

○7番（遠井 勝君） この右の空いてる土地がありますよね。

○事務局（小川修一君） はい。

○7番（遠井 勝君） この何っていうのか、南側、田んぼか何かなんでしょうけれども、この空いてる隣地は現況は何なんですか、これ。

○事務局（小川修一君） 現況はですね、道路に囲まれたところ全部が資材置場になってます。砂利とかそういったものを置く資材置場になってます。別業者なんですね。

○7番（遠井 勝君） というところ……、砂利置場ということなんだけれども、それとここの周りの環境っていうのは、上のほうの何だ、 の とか とか、ここの境っていうのは用途地域は何になってるんだね。

○事務局（小川修一君） 用途地域はですね、工業地域です。

○7番（遠井 勝君） 工業地域、準工ではないんですか。

○事務局（小川修一君） 準工ではないですね。工業地域になります。

○7番（遠井 勝君） ということは、 は、これは工業地域か工専か。

○事務局（小川修一君） の辺りが、市街化区域の工業地域です。

- 7番（遠井 勝君） 今回の申請地の南側は、水田ですか。
- 事務局（小川修一君） はい。南側については、小麦の作付けですとか水稲ですとか、そういう形です。
- 7番（遠井 勝君） あ、小麦も水稲も作ってるという。
- 事務局（小川修一君） はい。
- 7番（遠井 勝君） 先ほど規定の中に、既存住宅部分の1.5倍ということは、確かにそのとおりなのでしょうけれども、これは随時拡張したってということではないのでございませうか。
- 事務局（小川修一君） そうですね、随時、今回で4回目の拡張になると思います。もうちょっと付け加えますと、今、遠井さんがおっしゃってた南側と今回の既存資材置場と、2筆の申請地の間に道路が見えますよね。
- 7番（遠井 勝君） はい。
- 事務局（小川修一君） この道路を挟んでしまうので、これ以上の拡張は、南側への拡張は認められないという形は、農地法上なるかなと思います。
- 7番（遠井 勝君） ということは、既存の資材置場に対しての1.5倍というのが、当初の形よりも随時増えてって、この分が増えて、1.5倍の範囲内だと、隣は砂利置場だと。
- 事務局（小川修一君） そうですね。だから、隣接地は砂利置場なので、農地以外の地目ですけれども、残ったところが今回の2筆になってしまったということです。
- 7番（遠井 勝君） そうすると、今現在、今回転用かけようというのは、現況は何になるんですか、何か作ってるかな。
- 事務局（小川修一君） 以前は作っていたんですが、今はもう作られてないです。休耕地といますか、作付けはされてないです。
- 7番（遠井 勝君） いわゆるこういうふうな形で攻められてきて、いわゆる我々農業委員会としても農地を守るというところが、前から侵食されて、この部分が残ったからしょうがないというのはあまり——あまりというより何というんですかね、逆に、農地を守ろうとすると、こういう形で攻められたのは、許可した人は、下から作れなくなったというふうにも取れますんですが、その辺は環境問題とかいうふうなことからすると非常に難しい状態ですけれども、ただし、環境からすると、農地を守るというのもなかなか難しいのかなという気がいたします。

ただ、規定は規定として、許可する場合は、ある程度施行者にその辺をちゃんと申し送り

して、やむを得ないんだということを記すような形で、どんどんどんどん侵食されたから、これやむを得ずやったということでないような形のほうがよろしいと思います。ちょっとした意見でございます。失礼します。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

この案件はですね、昨年出た土地です。それでもう、1軒道路際にもう住宅が立っておりまして、その奥がもう出入りも厳しく、周りにも住宅、介護施設もできちゃったということで、もう田んぼと——田んぼだったんですが、排水もあまりよくないんで、関口さんと2月の18日に、関口さんと、下崎というか騎西地区の推進委員の関口さんと3名で行って、やむを得ないのかなということで、許可相当として帰ってきました。ご審議よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(坂本君夫君) 3番の坂本です。

先ほどと同じなんです、2月の18日、関口委員さん、騎西地区の関口推進委員さんと3人で さん宅を訪ねて、やはり8番、9番は同じところなんですね。だから、そこへ3軒家が建つような格好になるんで、9番はその一番奥ということで、やむを得ないのかな、田んぼとしては使い物にならないで、出入りも厳しいんで、やむを得ないのかなということで帰ってきました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○7番(遠井 勝君) 案件についての云々じゃないんですが、この見取図みたいのを見ると、この地図上では今回2棟の申請で、奥とその奥と、その奥が今後また出てくるような感じなんですけれども。

○3番(坂本君夫君) いや、何か手前にはもう道路際に……

(発言する人あり)

○3番（坂本君夫君） 道路際に去年案件で出まして、それ1枚の田んぼの中で、取りあえず3棟分という形、そういう形なんです。だから、道路際にもう1軒できちゃってるんです。

○7番（遠井 勝君） ああ、なるほどね。

○3番（坂本君夫君） その奥が田んぼとして使用不可能っていう形なんで、そこへ2軒足すということで今回、申請が来てるわけです。だから、8番、9番が同じところで2軒が。

○7番（遠井 勝君） これ、建て売りみたいな形で来てる。

（「いや」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） 違うんですか。

○3番（坂本君夫君） 建て売りじゃないみたいですよ。

○事務局（正能 光君） これは建て売りじゃないです。

○3番（坂本君夫君） 建て売りじゃないですよ。

○事務局（正能 光君） 相手がもう決まらして、自己用住宅ということで。

○3番（坂本君夫君） 自己用住宅で2軒が。

○7番（遠井 勝君） ちょっと細かいことですがけれども、これ南側っていうか——が接道で求めて、この細い路地状のものというのは何で必要なんですか。

○3番（坂本君夫君） それ、2軒の出入り口がなくなっちゃうんで。

○7番（遠井 勝君） これは路地敷で。

○3番（坂本君夫君） 路地敷で。この2軒、3軒、だから、その奥へ2軒目、3軒目というような。

○7番（遠井 勝君） あ、なるほどね。でも、この建築基準法ですと、南側で、これは接道は南側にして、この部分の上は路地状敷地で分けるということですね。

（「はい」と言う人あり）

○7番（遠井 勝君） は、なるほどね。はい、了解です。

○15番（柳田 浩君） すいません。

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○15番（柳田 浩君） ちょっと場所が分からないんですけども、ここは農用地じゃないんですよ、もちろん除外して——除外したんですか、これ。それとも……、あ、聞きたいのは、都市計画法34条の11に該当する土地だから家が建つんですか、一般住宅は。

何でこんないい農地、周り中ね、一部、グラウンドみたいなものがありますけれども、何でこれが、無理やり建っているのか分からないんですけども、ちょっと34条の11に入

っているのであれば、納得なんですけれども、ちょっと教えてください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

旧騎西高校の南側、大英寺落の北側になるんですけれども——あ、上ですか。11号区域で、白の11号区域です。

○15番（柳田 浩君） 了解しました。

○7番（遠井 勝君） すいません。今、柳田委員が言ってたとおり、34の11っていうのは、これ今、騎西ってところ、これ公園じゃなくて学校ですか。それで、34条の11が取れているということでしょうか。

○3番（坂本君夫君） これは、旧の騎西高校、今のサッカー場です。

○7番（遠井 勝君） あ、なるほどね。はい、分かりました、すいません。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可の見込まれるものに該当し、また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

同じく2月18日に、関口委員さん、騎西の関口推進委員さんと3人で18日にお伺いしました。さんて方はさんの長女でありまして、今のほうで借家住まいという

ことで、子供が大きくなってきたために、実家のところへお家を建てたいということでこの申請がありました。将来的には、親の面倒を見ながら一緒に住むということで聞いてきましたんで、許可相当かなと思って帰ってきました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、営業所駐車場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

2月の17日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をいたしました。そして、今回の土地は昨年、除外の完了済みでありまして、また、譲受人の さん、この人は で、そして営業所のそばの駐車場の拡張ということでありまして、我々も問題なし、許可相当と判断をいたしました。皆さん、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の20ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

2月の19日に、推進委員の町田さんと2人で、現地にて事業主、また、地権者の立会いを求めましてお話を伺ってまいりました。この場所、すぐ左側につきまして、11月案件で農地改良が行われた土地でありまして、今回も同じ事業主が、隣の今回の申請地を農地改良を行うという内容でございまして、低い土地でありまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

2月の18日に、推進委員の佐藤さんと2人で、現地で申請人よりお話を伺ってまいりました。申請人は親子関係でありまして、今回、仮設の住宅からちゃんと家を建てたいということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、店舗である美容室を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

2月の18日ですか、私と、そして町田、塚田両推進委員と3名で、譲受人のへ行ってまいりました。そして、現地が裏にありますんで、同様に確認をしてまいりました。現在、はもう道路際にありましてですね、駐車場も取れないと、そんな状況でありまして、借家でありますんで、もうほかの場所で、駐車場も2台ぐらいは止めたいなど、そんなイメージでした。そして、譲渡人の話を聞いたところ、譲ってもいいよということになったそうで、裏に、ちょっと裏に店は下がるんですが、美容室でお客さんもついたんで十分にできるかなと、そんな発想のようでした。そこで、裏に駐車場を構えながら店も移動したいと、そんな発想のようですから、許可相当かなと、このように判断をしてまいりました。ぜひ、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、加須市道を拡幅改良工事をし、完了後、拡幅部は加須市へ寄付採納するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、寄付を受ける旨の加須市の道路用地寄付事前協議結果通知の写しが添付されており、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

2月18日ですね、塚田推進委員と2名で現地、そして聞き取りをさんとこへ行ってまいりました。地図を見てもらうと分かるんですが、大変にちょっとくの字形に曲がってお

りましてですね、道路として別に支障ないのかなと、こう思いましたけれども、さんの土地が、ブロック塀の外に農地がまだ残っていると、ほんの少しですがね。それらを踏まえて、ぜひ道路にして造っていきたいと、こんな話があったようでございます。農地もこれだけあってもしょうがないんで、許可を得ると、そんな話で承諾をしたそうでございます。これで市に寄附をするということでもありますので、本当はさんに聞きたかったんですが、最近、お歳をとったせいかですね、大分医者通いが多くて会わないんですよ。そんなんで、ちょっと私も会うことはできませんでした。状況としてはそんな状況ですんで、ひとつ検討をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、事業所駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で許可の見込まれるものに該当し、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく2月18日にですね、塚田推進委員と2名で、譲受人のさんを訪問してまいりました。現地を見たんですが、ちょっと地図で分かるかと思いますが、ちょっとさんからすると大変場所が遠いんですよ。これで本当に駐車場になるのという話をちょっとしてきたわけですが、基本的にさんは大型を使ってますんで、どちらにしても手

前のほうの地元のところでは大型が入るような場所はないと、そんなところから、ここも同様にですね。渡人はこれ さんなんですが、 さん昨年まで豆を作っていましたんで、そこを借りてやりたいと。昨年うちにですね、除外申請をして、完了は済んだと。そんな過程からこうなったようでございます。実際には大型を3台ぐらい止めて、そこまで車で行って乗り換えていくと、そんな状況の駐車場にしたいという話でございました。状況からして、建物、住宅もこの辺にありますんでね、許可相当かなと、こう判断をしてみました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員、 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分936筆、面積71万109.17㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありました。本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

ご質疑、ご意見はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することと決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、推進委員、推進委員の入室をお願いします。

（推進委員、推進委員入室）



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に推進委員とが該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行については、野川職務代理にお願いしたいと思ひます。

（推進委員、番 委員退室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受けて、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（野川良翁君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○職務代理（野川良翁君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（野川良翁君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了いたしましたので、
推進委員、委員の入室をお願いします。

（推進委員、 番 委員入室）

○職務代理（野川良翁君） それでは、議事進行を
へ戻すことにいたします。

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」、許可申請書の取下げについて1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う

権利移動の届出10件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域内の農地転用届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出335件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（細田 悟君） すいません。ちょっと遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。

それでは、小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） 野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日はですね、お忙しい中、委員各位には長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時50分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年2月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 矢 島 征 雄

署名委員 遠 井 勝